

港区社会福祉協議会広報紙「港区社協だより」印刷仕様書

1 発行回数 2回（令和8年7月・令和9年2月）

2 仕 様

月	様 式	印 刷	紙 質	写真等 点 数
7月	タブロイド判 4ページ	カラー (両面4度刷り)	シャトンD巻 〈57〉 若しくは同等のもの	約20点
2月	タブロイド判 4ページ			

3 発行部数 7月 38,000部 ・ 2月 38,000部

4 業務内容 レイアウト及びデジタルデータによる版下作成・製版・印刷。
校正は、初校・再校・三校の3回とする（校正ごとにカラープリント3部提出のこと）。但し、本会が必要とした場合、回数増を行う。
最終校正を終えたデータを発行日までにPDFデータに変換し、本会に提出する。

5 出 稿 指定原稿で入稿する。（ワード、エクセル等により作成したデータ）写真はプリントまたはデジタルデータで手渡し、もしくはデータ送信。

6 納 入 (1) 発行後、港区9地域（磯路・市岡・南市岡・田中・三先・池島・八幡屋・港晴・築港）の地域会館へ。
各町会（121町会）ごとに指示する部数を梱包の上、直接配達。
(2) (1)の残部数について。港区2地域（弁天・波除）と港区社協分は港区社協に納品（港区2地域については各町会ごとに指示する部数を梱包の上）
(3) 令和8年7月号は令和8年7月6日までに納品すること。
令和9年2月号は別途指示する。

7 代 金 契約価格は、紙面のレイアウト、版下作成など印刷及び納品に関する経費等一切を含めた価格とする。

8 参加方法 次項目以降に記載する提出期間内及び提出先に、入札参加申込書に見積書原本（様式指定なし）を添えて提出する。
※見積書は社印を押印し、金額は総額（税込み）にて明記すること。

- 9 上限金額 ￥1,023,000- (下見積もりを参考とした金額から算出)
- 10 提出期間 令和8年3月31日(火)から令和8年4月10日(金)
午前9時30分から午後4時
※日曜日は休館日のため、郵送のみ受付。
- 11 提出先 港区社会福祉協議会(住所:大阪市港区弁天2-15-1)
郵送の場合は、4月10日(金)必着のこと。
- 12 参加資格 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者。
(2) 大阪市の入札参加資格者名簿に登録していること。また、登録している者でも入札日現在、指名停止措置の対象でない者。(ただし、登録していない者であっても従前より本会と取引のある者)
(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
(4) 国及びその期間並びに大阪府、大阪市、本会において入札停止処分を受けて2年間を経過する者。
(5) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。
- 13 選 定 令和8年4月10日(金)午後5時に開封し、確認作業を行う。
また、当日午後5時30分までに落札事業者に電話連絡を行う。
落札事業者は、今後の対応について別途協議を行い、正式な業務発注とする。
- 14 支 払 い 各回の業務終了後、正当な請求に対して金融機関の口座振込により支払う。
(振込手数料は本会が支払う)
※支払日などについては落札事業者と別途協議を行う。
- 15 その他1 (1) 原稿・写真・清刷等は、印刷終了後速やかに返却すること。
(2) 成果品のデザイン及び使用されたイラスト等の著作権は、本会に帰属する。
(3) 「港区社協だより」は、区内の町会全世帯に配布されるなど非常に影響の大きい印刷物であるので本仕様内容を厳重に履行すること。
(4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
(5) 質問等がある場合は下記問い合わせ先へFAX(様式自由)にて提出すること。
- 16 その他2 (1) 落札事業者決定後、または契約後に関わらず当該事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別紙に掲げる措置案件及び、大阪市競争入札参加停止措置に該当した場合、すべての内容を無効とする。その際に生じた負債については、本会は責任は背負わないものとする。
(2) 仕様書の内容は、本会の都合により変更する場合がある。

17 問合せ先及び提出先 社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会（担当：西浦）
〒552-0007 大阪市港区弁天2丁目15番1号
電話：06-6575-1212 FAX：06-6575-1025
メールアドレス：minatokushakyo@zeus.eonet.ne.jp